


定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

平成29年10月27日

香美市監査委員	三木 象	
香美市監査委員	竹村 清	
香美市監査委員	甲藤 邦廣	

記

1 監査の対象

定住推進課、環境上下水道課、議会事務局（平成28年度、平成29年度）

2 監査の実施日

平成29年10月25日、26日

3 監査の方法

監査にあたっては、監査対象課の契約事務を中心に関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受けた。

4 監査結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

以上